

所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

平成29年分の所得税および復興特別所得税、平成30年度の市・県民税の申告時期になりました。申告が必要な人は、日時や必要書類を確認し、期限までに申告してください。申告会場は大変混雑しますので、郵送による提出がお勧めです。

■確定申告

高崎税務署では、ビエント高崎を会場に平成29年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の受付を行います。申告書の作成にご不明な点がある人は、会場にお越しください。
会場▼ビエント高崎（高崎市問屋町2-7）
受付時間▼午前9時～午後4時
開設期間▼2月16日（金）～3月15日（木）

※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんのでご注意ください。

※土・日曜日（左記日曜相談日以外）を除く。

日曜相談日▼2月18日（日）・2月25日（日）

※市役所・困では簡易な確定申告に限り、相談・

申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎で申告をお願いします。

○青色申告の人

○住宅借入金等特別控除の適用を初めて受ける人

○土地・建物の売却による収入があった人

○株式の売却による収入があった人

○雑損控除の適用を受ける人

○繰越控除（純損失・雑損失）の適用を受ける人

○先物取引による収入があった人

○外国為替証拠金取引（FX）による雑所得があった人

○肉用牛の売却による所得があった人

○山林所得があった人

○修正申告・更正の請求をする人

○贈与税・消費税の申告をする人

※これら以外にも、ビエント高崎をご案内する場
合がありますのでご了承ください。

■確定申告書の作成はインターネットで

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、確定申告書などを作成できます。作成したデータは印刷して「書面」により提出することができます。印刷した申告書は、添付書類を添えて郵送で提出してください。

また、「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙なども国税庁ホームページからダウンロードできますので活用ください。

宛先…〒370-8611

高崎市東町134-12 高崎税務署 宛

■市・県民税の申告について

次のいずれかに該当する人で、確定申告をする必要がない人は市・県民税の申告をお願いします。（確定申告をすれば、市・県民税の申告は必要ありません）

○収入がなかった人や遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人で、同居の親族の扶養になっていない人

○給与所得者で勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されていない人（勤務先にご確認ください）

○給与・公的年金以外の所得がある人（20万円以上の場合）は確定申告をしてください。

○市外在住者の扶養になっている人

会場▼市役所・困

受付時間▼午前9時～午後4時
期間▼2月14日（水）～3月15日（木）
※土・日曜日を除く。

■マイナンバーの記載および本人確認

社会保障・番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成29年分の確定申告書、平成30年度市民税・県民税申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

■社会保険料控除用納付額確認書の発送

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額確認書を1月下旬に発送します。

■待ち時間短縮にご協力ください

申告期間中は市役所や駐車場が大変混雑します。待ち時間短縮のためにも次のことにご協力ください。

○医療費控除を申告する場合は、事前に「医療を受けた人」、「病院・薬局」ごとに金額をまとめて明細書に記入してください。

○農業・営業・不動産所得などの収支内訳書は必ず事前に記入してください。（金額が集計されていない場合、申告を受けられない場合がありますので、ご了承ください）

問合せ▶高崎税務署個人課税第一部門（☎322-4711）

困税務課市民税係（☎内線1064）、困住民福祉課税務保険係（☎内線2122）